

女性が働きやすい制度等への見直しについて

平成 27 年 6 月 1 日

内閣府

女性が働きやすい制度等への見直しについて

○現状

税制

昨年11月、政府税制調査会総会において、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」がとりまとめられ、5つの選択肢が提示された。

社会保障制度

今年1月、社会保障審議会年金部会において、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」がとりまとめられ、「働き方に中立的な社会保障制度について」は、まずは被用者保険の適用拡大を進めていくとの方向性が示された。

配偶者手当

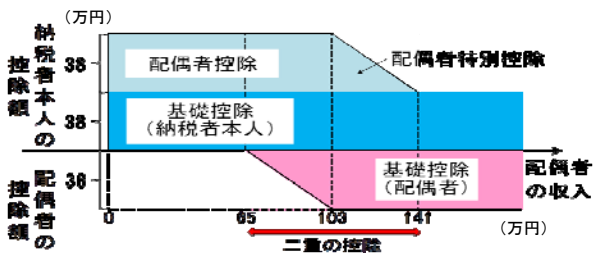
- ・ 国家公務員：現在、人事院が、職種別民間給与実態調査において、公務員の扶養手当の検討の前提となる民間企業の家族手当の支給状況等について調査を実施中。
- ・ 民間企業：昨年12月、政労使会議において、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」がとりまとめられ、女性が働きやすい制度等への見直しの項目の中で、官の見直しの検討とあわせて、労使は、配偶者手当の在り方の検討を進めることが示された。

○今後の進め方

- ・ 関係大臣等において、引き続き具体的取組の検討を進める。
- ・ 経済財政諮問会議等において、関係大臣等から進捗状況をフォローアップする。

現行制度

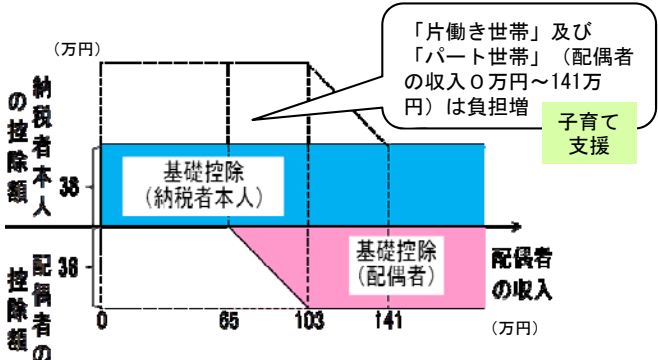
昭和36年（1961年）に配偶者控除が創設されて以来、半世紀が経過。人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後は「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。



- ✓ 共働きが増加している中で、片働きを一方向的に優遇するなど、個人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。
- ✓ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）との指摘。
- ✓ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。

選択肢 A-1…配偶者控除の廃止+子育て支援の拡充

〔 配偶者の働き方（収入）により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止する。〕



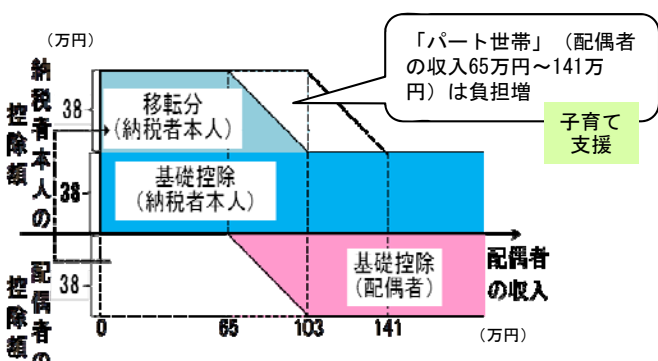
- ✓ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点等から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ✓ 「片働き世帯」及び「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢 A-2…配偶者控除の適用に所得制限+子育て支援を拡充

〔 中低所得の世帯に負担増とならないよう配偶者控除の廃止は高所得の世帯に限定〕

選択肢 B-1…移転的基礎控除の導入+子育て支援の拡充

配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（移転的基礎控除）を導入し、配偶者の働き方（収入）によらず夫婦2人で受けられる所得控除の合計額を一定とすることで、二重の控除を解消し、中立的な税制に近づける。



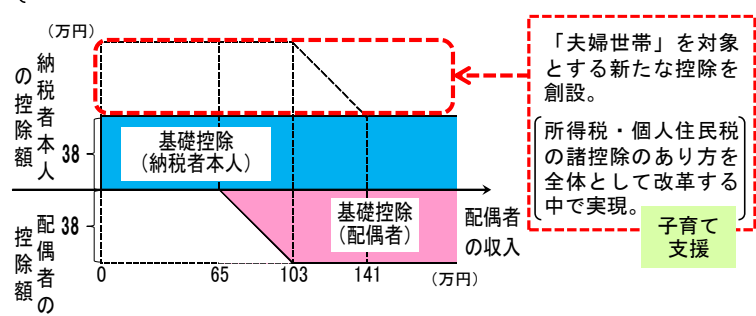
- ✓ 配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者が就労せずに、納税者本人が配偶者から移転された基礎控除の適用を受ける方が、世帯として税負担軽減額が大きくなるため、配偶者の就労に対し抑制的な効果が働く可能性。
- ✓ 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢 B-2…移転的基礎控除の導入・税額控除化+子育て支援の拡充

〔 夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるよう、移転的基礎控除の導入とあわせて基礎控除を税額控除化〕

選択肢 C…「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入+子育て支援の拡充

所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で、配偶者控除に代えて、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から「夫婦世帯」に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除を創設する。



- ✓ 「夫婦世帯」においても働き方や所得水準などの状況は様々であることから、「夫婦世帯」・「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。
- ✓ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ✓ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
- これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。

『社会保障審議会年金部会における議論の整理 (平成27年1月21日)』(概要) 一抜粋一

※平成27年1月21日付け「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

1. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

- 全体的な方向性としては、更に適用拡大を進めていく必要があることについて、異論はなし。
- 労働力人口の減少が供給要因として経済に影響したり、企業の雇用過剰感が不足超過に転じたことが指摘される中、28年10月の施行後の本格的な適用拡大の検討に先立って、この問題を一步でも前に進めることが重要。

平成28年10月施行の適用拡大の対象から外れるもの、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見あり。

2. 高齢期の就労と年金受給の在り方について (略)

3. 年金額改定 (スライド) の在り方について (略)

4. 高所得者の年金給付の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化について (略)

5. 働き方に中立的な社会保障制度について (第3号被保険者制度の在り方を含む)

- 共働き世帯の増加、女性の就業促進が重要な課題であることなどを踏まえ、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有。
- 第3号被保険者は、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要が高くない者など、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有。
- まずは、被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要。

6. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて (略)

7. 遺族年金制度の在り方について (略)

平成27年職種別民間給与実態調査における
家族手当に係る調査について
(人事院実施)

○ 調査期間

平成27年5月1日～6月18日

○ 家族手当に係る調査内容

- ① 家族手当制度の有無（配偶者への支給の有無、子への支給の有無）
- ② 配偶者の収入制限（収入制限の有無、収入制限の額）
- ③ 扶養家族の構成別手当月額
- ④ 配偶者の収入に応じた手当額の調整措置の有無及び内容
- ⑤ 配偶者の手当を見直す予定の有無及び内容

(参考) 平成26年職種別民間給与実態調査における調査結果

家族手当制度がある事業所 76.8%

うち 配偶者に家族手当を支給する事業所 92.7%

**「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について（抜粋）」
（平成 26 年 12 月 16 日 政労使会議）**

7. 女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍については、官民を挙げて推進する。政府は、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する制度となるよう税制や社会保障制度を見直す。配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使は、その在り方の検討を進める。